

議案第31号

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成17年松阪市条例第292号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成17年松阪市条例第292号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 診療科目は、次のとおりとする。

内科	皮膚科
精神科	泌尿器科
神経内科	産婦人科
循環器内科	眼科
リウマチ科	耳鼻いんこう科
小児科	放射線科
外科	麻酔科
整形外科	リハビリテーション科
形成外科	歯科口腔外科
脳神経外科	呼吸器内科
呼吸器外科	消化器内科
消化器外科	病理診断科
救急科	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。